

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱	高知県特用林産業新規就業者支援事業費補助金交付要綱
第1条～第23条 略	第1条～第23条 略
附 則 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。 2 この要綱は、<u>令和10年</u>5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。 附 則 この要綱は、平成29年3月17日から適用する。 附 則 この要綱は、平成30年3月20日から適用する。 附 則 この要綱は、平成31年3月19日から適用する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から適用する。	附 則 1 この要綱は、平成22年4月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。 2 この要綱は、<u>令和7年</u>5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第13条第1項第2号、第15条、第17条、第19条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成28年3月18日から適用する。 2 この要綱による改正後の規定は平成28年4月1日以後に着手した補助事業から適用し、同日前に着手した補助事業については、なお従前の例による。 附 則 この要綱は、平成29年3月17日から適用する。 附 則 この要綱は、平成30年3月20日から適用する。 附 則 この要綱は、平成31年3月19日から適用する。 附 則 この要綱は、令和2年3月23日から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年3月22日から適用する。 附 則 この要綱は、令和4年3月23日から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年3月24日から適用する。</u> 別表第 1 から別表第 2 略 別記第 1 号様式から別記第 5 号様式 略	附 則 この要綱は、令和3年3月22日から適用する。 附 則 この要綱は、令和4年3月23日から適用する。 <u>(追加)</u> 別表第 1 から別表第 2 略 別記第 1 号様式から別記第 5 号様式 略
--	---